

宮津市国民健康保険 特定健康診査等実施計画



宮 津 市

特定健康診査等実施計画

目 次

序章	計画策定にあたって	
1	特定健診・特定保健指導の導入の趣旨	1
2	特定健診・保健指導の対象となる生活習慣病	1
3	メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目する意義	1
4	計画の性格	2
5	計画の期間	2
6	計画の目標値	2
第一章	宮津市の健診の現状	3
第二章	特定健診・特定保健指導の実施	
1	特定健診・特定保健指導実施の基本的な考え方	4
2	目標値の設定	4
3	宮津市国民健康保険の目標値	4
4	特定健診の対象者数等	5
5	特定健診の実施	6
6	特定保健指導の実施	9
第三章	特定健診・特定保健指導の結果の通知と保存	
1	特定健診・特定保健指導のデータの形式	14
2	特定健診・特定保健指導の記録の管理・保存期間	14
3	被保険者への結果の通知	14
4	特定健診・特定保健指導の健診データ等の受領	14
第四章	個人情報保護の保護対策	15
第五章	特定健康診査等実施計画の公表・周知	16
第六章	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	17
第七章	その他	
1	各種健診等の実施体制	18

序章 計画策定にあたって

1 特定健診・特定保健指導の導入の趣旨

健診等の保健事業については、現在、老人保健法や医療保険各法に基づいて市町村、企業、医療保険者によって実施されていますが、各健診の役割分担が不明確である、受診者に対するフォローアップが不十分であるとの指摘がされているところです。

このため、健診・保健指導については、

適切に実施することにより、将来の医療費の削減効果が期待され、医療保険者が最も大きな恩恵を受けること。

医療費のデータと健診・保健指導のデータを突合することができ、より効果的な方法等を分析できること。

対象者の把握を行いやすいこと。

から、保険者が実施主体となることにより、被保険者だけでなく、従来手薄だった被扶養者に対する健診も充実し、健診受診率の向上が見込まれるほか、十分なフォローアップ（保健指導）も期待できることから、「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、国保保険者に平成 20 年度から糖尿病等の生活習慣病に着目した健診及び保健指導（以下それぞれ「特定健診」、「特定保健指導」という。）を実施することが義務づけられたものです。

2 特定健診・特定保健指導の対象となる生活習慣病

特定健診・特定保健指導の対象となる生活習慣病は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群とする。

3 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目する意義

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）については、平成 17 年 4 月に、日本内科学会等内科系 8 学会が合同での疾患概念と診断基準を示しました。

これは、内臓脂肪型肥満を共通の要因として、高血糖、脂質異常、高血圧を呈する病態であり、それぞれが重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高く、内臓脂肪を減少させることでそれらの発症リスクの低減が図られるという考え方を基本としています。

すなわち、内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病、脂質異常、高血圧は予防可能であり、また、発症してしまった後でも、血糖、血圧等をコントロールすることにより、心筋梗塞等の心血管疾患、脳梗塞等の脳血管疾患、人工透析を必要とする腎不全などへの進展や重症化を予防することは可能であるという考え方です。

4 計画の性格

この計画は、国の特定健康診査等基本指針（法第 18 条）に基づき、宮津市国民健康保険が特定健康診査等の実施に関する計画（以下、「特定健診等実施計画」という。）において、国保加入者数、国保加入者年齢構成、地域的条件等の実情及び国の基本指針が示す参酌標準を考慮して、特定健康診査等の効率的かつ効果的な実施に資するよう策定するものです。

5 計画の期間

この計画は 5 年を一期とし、第 1 期は平成 20 年度から平成 24 年度までとして、5 年ごとに見直しを行うものとします。

6 計画の目標値

この計画の実行により、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群を平成 27 年度までに 25%減少させるという政策目標から、宮津市国民健康保険の平成 24 年度の目標値を次表のとおり設定します。

平成 24 年度の目標値

項 目	(1)特定健診の実施率	(2)特定保健指導の実施率	(3)メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率
平成 24 年度の目標値	65%	45%	10%

第一章 宮津市の健診の状況

平成18年度に実施した基本健康診査では、国保被保険者の健診受診率22.47%でした。

40～64歳は16.26%、65～74歳は29.24%と若年層が低く、また男性は18.01%、女性は26.26%と男性の受診率が低い結果となっています。

国保被保険者の受診率

性別	年齢	平成16年度			平成17年度			平成18年度		
		被保険者数	受診者数	受診率(%)	被保険者数	受診者数	受診率(%)	被保険者数	受診者数	受診率(%)
男性	40～44	176	14	7.95	161	10	6.21	141	6	4.25
	45～49	204	17	8.33	186	10	5.37	195	14	7.17
	50～54	278	23	8.27	276	24	8.69	266	15	5.63
	55～59	323	48	14.86	334	37	11.07	368	44	11.95
	60～64	447	96	21.47	460	73	15.86	428	73	17.05
	小計	1,428	198	13.86	1,417	154	10.86	1,398	152	10.87
	65～69	582	147	25.25	560	119	21.25	574	110	19.16
	70～74	670	222	33.13	640	226	35.31	604	202	33.44
	小計	1,252	369	29.47	1,200	345	28.75	1,178	312	26.48
合計	2,680	567	21.15	2,617	499	19.06	2,576	464	18.01	
女性	40～44	152	19	12.50	138	16	11.59	133	9	6.76
	45～49	173	22	12.71	158	22	13.92	164	20	12.19
	50～54	263	46	17.49	271	41	15.12	231	28	12.12
	55～59	394	109	27.66	405	88	21.72	426	99	23.23
	60～64	620	210	33.87	613	179	29.20	574	168	29.26
	小計	1,602	406	25.34	1,585	346	21.82	1,528	324	21.20
	65～69	724	204	28.17	715	161	22.51	715	175	24.47
	70～74	836	336	40.19	819	329	40.17	795	299	37.61
	小計	1,560	540	34.61	1,534	490	31.94	1,510	474	31.39
合計	3,162	946	29.91	3,119	836	26.80	3,038	798	26.26	
合計	40～44	328	33	10.06	299	26	8.69	274	15	5.47
	45～49	377	39	10.34	344	32	9.30	359	34	9.47
	50～54	541	69	12.75	547	65	11.88	497	43	8.65
	55～59	717	157	21.89	739	125	16.91	794	143	18.01
	60～64	1,067	306	28.67	1,073	252	23.48	1,002	241	24.05
	小計	3,030	604	19.93	3,002	500	16.65	2,926	476	16.26
	65～69	1,306	351	26.87	1,275	280	21.96	1,289	285	22.11
	70～74	1,506	558	37.05	1,459	555	38.03	1,399	501	35.81
	小計	2,812	909	32.32	2,734	835	30.54	2,688	786	29.24
合計	5,842	1,513	25.89	5,736	1,335	23.27	5,614	1,262	22.47	

第二章 特定健診・特定保健指導の実施

1 特定健診・特定保健指導の基本的な考え方

これからの特定健診は、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とする者を抽出するための健診であり、特定保健指導は、その健診結果及び質問項目に基づき、保健指導対象者の選定、階層化を行い、健診受診者全員に対し、必要度に応じ、階層化された保健指導等を提供し、健診結果の経年変化及び将来予想を踏まえた保健指導を実施することにより、糖尿病等の有病者・予備群を減少させる。

そのため、次のことを重点的に実施します。

- (1) 健診未受診者の適正な把握
- (2) 保健指導の徹底
- (3) 医療適正化効果までを含めたデータの蓄積と効果の評価

2 目標値の設定

特定健診等の実施及び成果に係る目標値を設定し、その達成に向けた取り組みを行います。

- (1) 特定健診の受診率
- (2) 特定保健指導の実施率
- (3) 目標設定時と比べたメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群の減少率

3 宮津市国民健康保険の目標値

国の特定健康診査等基本指針に示されている参酌標準をもとに、宮津市国民健康保険における目標値を、次表のとおり設定します。

宮津市国民健康保険の各年度の目標値

	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
(1)特定健診受診率	3 1 %	3 9 %	4 7 %	5 5 %	6 5 %
(2)特定保健指導実施率	2 5 %	3 0 %	3 5 %	4 0 %	4 5 %
(3)メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率	基準年				1 0 %

4 特定健診の対象者数等

(1) 特定健診対象者数、受診者数及び受診率

特定健診対象者数

年齢	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
40～44	134	128	262	132	128	260	131	129	260	129	129	258	127	129	256
45～49	185	143	328	176	137	313	166	131	297	157	125	282	148	119	267
50～54	252	204	456	244	202	446	237	199	436	229	197	426	221	194	415
55～59	345	391	736	322	364	686	299	336	635	276	309	585	253	282	535
60～64	437	583	1,020	470	615	1,085	504	646	1,150	537	678	1,215	570	709	1,279
小計	1,353	1,449	2,802	1,344	1,446	2,790	1,337	1,441	2,778	1,328	1,438	2,766	1,319	1,433	2,752
65～69	570	691	1,261	563	672	1,235	557	654	1,211	550	635	1,185	543	616	1,159
70～74	592	745	1,337	577	723	1,300	561	700	1,261	546	678	1,224	531	656	1,187
小計	1,162	1,436	2,598	1,140	1,395	2,535	1,118	1,354	2,472	1,096	1,313	2,409	1,074	1,272	2,346
合計	2,515	2,885	5,400	2,484	2,841	5,325	2,455	2,795	5,250	2,424	2,751	5,175	2,393	2,705	5,098

1 平成 19 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳年齢別人口統計表の数値を用いた。

2 平成 7・12・17 年度の国勢調査人口を基に 5 歳きざみの減少率を算出した。

3 住民基本台帳人口に対する国保加入率（平成 16・17・18 年度）の平均値を算出した。

以上の数値から、平成 20～24 年度の国保加入者を求めた。

特定健診受診者数及び受診率

年齢	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
40～44	17	19	36	27	30	57	38	40	78	48	52	100	57	62	119
45～49	30	31	61	41	40	81	52	50	102	62	57	119	73	65	138
50～54	35	44	79	55	60	115	71	76	147	86	90	176	105	109	214
55～59	69	124	193	91	143	234	108	160	268	123	171	294	137	185	322
60～64	113	225	338	162	282	444	211	351	562	270	420	690	341	510	851
小計	264	443	707	376	555	931	480	677	1,157	589	790	1,379	713	931	1,644
65～69	152	224	376	198	270	468	238	317	555	283	356	639	330	413	743
70～74	246	346	592	282	396	678	321	435	756	354	473	827	397	530	927
小計	398	570	968	480	666	1,146	559	752	1,311	637	829	1,466	727	943	1,670
合計	662	1,013	1,675	856	1,221	2,077	1,039	1,429	2,468	1,226	1,619	2,845	1,440	1,874	3,314
受診率	31%			39%			47%			55%			65%		

1 平成 24 年度に 65% を目標値とするため、平成 18・19 年度の基本健診受診率を勘案し、平成 20～23 年度の目標値を設定した。

2 特定健診対象者数に、平成 20～24 年度の目標受診率を乗じた。

5 特定健診の実施

特定健診の実施にあたり、アウトソーシングを推進することによって、被保険者の利便性に配慮した健診（例えば、土日、祝日に行くなど）が行われ、対象者のニーズを踏まえた対応が可能となり、健診の受診率の向上が図られるようその体制を整えます。

また、委託先の事業者の健診が適切に実施されるよう委託基準を作成し、管理します。

(1) 実施形態

特定健診は、健診機関に委託し、一定期間と場所を定めて一斉に実施する集団健診の形態を基本とします。

なお、個別健診については、医療機関の意向を踏まえ協議します。

(2) 特定健診の内容

糖尿病等の生活習慣病、とりわけメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群を減少させるため、特定保健指導をする者を的確に抽出するための健診項目とします。特定健診の項目のうち、「健診対象者の全員が受ける基本的な健診」と「医師が必要と判断した場合に選択的に受ける詳細な健診」の項目は次のとおりとします。

基本的な健診項目

質問項目、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲（内臓脂肪面積））、理学的検査（身体診察）、血圧測定、血液化学検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）、血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c検査）、尿検査（尿糖、尿蛋白）

詳細な健診の項目

心電図検査、眼底検査、貧血検査のうち、医師が必要と判断したものを選択

(3) 特定健診の委託機関

特定健診の委託にあたっては、法第 28 条及び同法の「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に基づき定められた「特定健康診査の外部委託に関する基準（厚生労働大臣告示）」に定める人員、施設、設備、精度管理、健診結果等の情報の取扱い、運営等の各基準を満たす健診機関に委託します。

(4) 特定健診の案内方法

特定健診の実施年度中に 40～74 歳となる者で、当該年度の受診予定者リストを作成し、このリストを基に、特定健診の受診率の向上につながるよう、各機会を通して周知・案内等を行います。

年度当初に年間の特定健診（集団健診）の実施日等を「広報誌みやづ」等でお知らせします。

被保険者のうち、40～74 歳の対象者に対し個別案内（受診券を郵送）を行います。

保健センター等が実施するがん検診や健康講演会等での機会を通じ案内します。

国民健康保険証の交換等で来庁した被保険者に受診を促します。

(5) 年間実施スケジュール

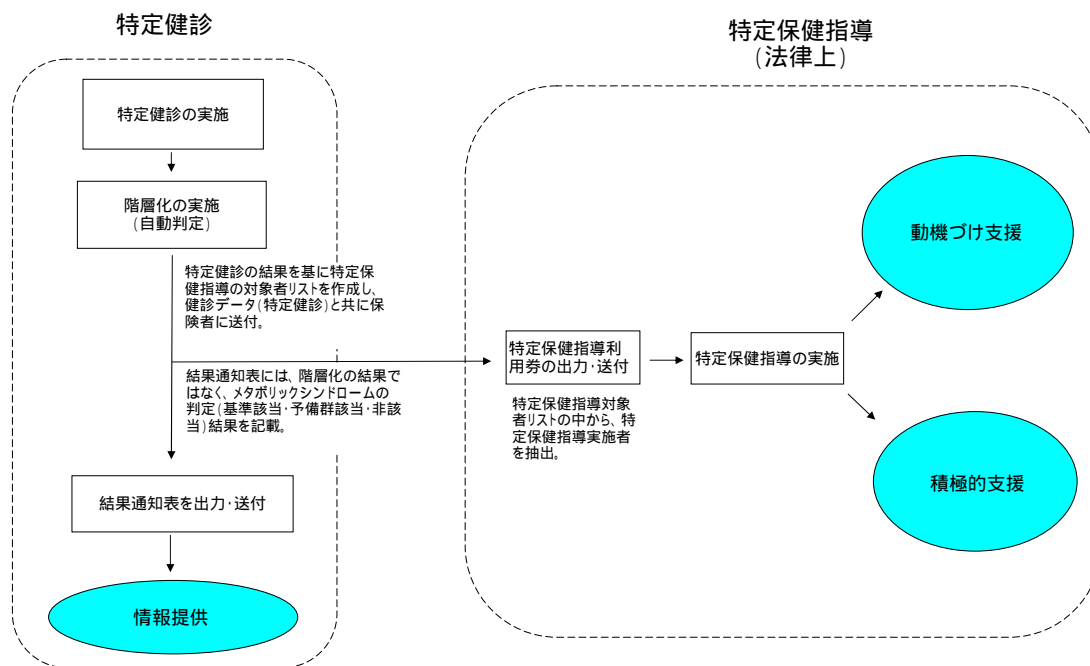
	平成20年度	平成21年度
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・健診対象者の抽出受診券等の印刷・送付(随時也可) ・代行機関に受診券発行情報の登録 ・健診機関・保健指導機関との契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・健診データ受取費用決済(最終)
5月		<ul style="list-style-type: none"> ・健診データ抽出(前年度分)
6月		<ul style="list-style-type: none"> ・実施率等、実施実績の算出支払基金への報告(ファイル作成・送付) ・実施実績の分析実施方法、委託先機関の見直し等
7月	(特定健診の開始)	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・健診データ受取費用決済 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健指導対象者の抽出、利用券等の印刷・送付
9月		(特定保健指導の開始)
10月		・健診データ受取費用決済
11月		
12月		
1月		
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・健診データ受取費用決済(最終) 	
3月		(特定保健指導の利用受付終了)

6 特定保健指導の実施

(1) 特定健診から特定保健指導の実施のフロー

特定保健指導の目標値を達成するために、次のようなフローで、特定保健指導を実施します。

特定健康診査から特定保健指導フロー



(2) 特定保健指導対象者の選定と階層化

特定健診は、特定保健指導の対象者を見つけ出すものであることから、特定健診の結果から、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目し、リスクの高さや年齢に応じ、レベル別（動機づけ支援・積極的支援）に保健指導を行うための対象者の選定を「特定健診等データ管理システム」により行います。

特定保健指導の対象者(階層化)

腹囲	追加リスク			喫煙歴	対象	
	血糖	脂質	血压		40-64歳	65-74歳
85cm(男性) 90cm(女性)	2つ以上該当			あり	積極的支援	動機づけ支援
	1つ該当					
	3つ該当			あり	積極的支援	
2つ該当			なし			
上記以外でBMI 25	3つ該当			あり	積極的支援	動機づけ支援
	2つ該当					
	1つ該当			なし		

(3) 特定保健指導対象者の支援方法

特定保健指導は「保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者」が実施しなければならないことから、医師・保健師・管理栄養士があたります。

なお、保健指導の必要に応じ、国の定める委託基準に適合する特定保健指導機関に委託します。

情報提供

対象者が生活習慣病や特定健診結果から自らの身体状況を認識するとともに、健康な生活習慣の重要性に対する理解と関心を高め、生活習慣を見直すきっかけとなるよう、特定健診結果の提供にあわせて、個人の生活習慣やその改善に関する基本的な情報を提供します。

特定保健指導の対象者であるか否かに関わらず年1回、特定健診結果と同時に実施します。

動機づけ支援

対象者が自ら健康状態を自覚し、生活習慣の改善のため自主的に取り組み、継続的に行うことができるよう、医師、保健師又は管理栄養士の面接による指導のもと行動計画を策定し、生活習慣の改善のため動議づけに関する支援を行いません。

支援としては、面接による支援のみの原則1回とします。

支援期間は初めの1回ですが、完了までの期間としては、初回時面接（行動計画策定の日）から6ヶ月経過後に実績評価を行います。

積極的支援

対象者が自ら健康状態を自覚し、生活習慣の改善のため自主的に取り組み、継続的に行うことができるよう、医師、保健師又は管理栄養士の面接による指導のもと行動計画を策定し、生活習慣の改善のための働きかけを相当期間継続して支援を行いません。

初回時に面接による支援を行い、その後、3ヶ月以上の継続的な支援を行いません。

完了までの期間としては、初回時面接（行動計画作成の日）から、6ヶ月以上経過後に実績評価を行いません。

(4) 特定保健指導対象者数

特定保健指導対象者（動機づけ支援・積極的支援）数は、国が示す「平成16年度国民健康・栄養調査及びメタボリックシンドローム対策総合戦略事業」による、次の全国推計値を用いて算定した数値とします。

項目	動機づけ支援		積極的支援
	40～64歳	65～74歳	40～64歳
男性	11.80%	27.60%	24.60%
女性	10.20%	15.20%	6.00%

動機づけ支援対象者数

年齢	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
40～44	2	2	4	3	3	6	4	4	8	6	5	11	7	6	13
45～49	4	3	7	5	4	9	6	5	11	7	6	13	9	7	16
50～54	4	4	8	6	6	12	8	8	16	10	9	19	12	11	23
55～59	8	13	21	11	15	26	13	16	29	15	17	32	16	19	35
60～64	13	23	36	19	29	48	25	36	61	32	43	75	40	52	92
小計	31	45	76	44	57	101	56	69	125	70	80	150	84	95	179
65～69	42	34	76	55	41	96	66	48	114	78	54	132	91	63	154
70～74	68	53	121	78	60	138	89	66	155	98	72	170	110	81	191
小計	110	87	197	133	101	234	155	114	269	176	126	302	201	144	345
合計	141	132	273	177	158	335	211	183	394	246	206	452	285	239	524

積極的支援対象者数

年齢	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
40～44	4	1	5	7	2	9	9	2	11	12	3	15	14	4	18
45～49	7	2	9	10	2	12	13	3	16	15	3	18	18	4	22
50～54	9	3	12	14	4	18	17	5	22	21	5	26	26	7	33
55～59	17	7	24	22	9	31	27	10	37	30	10	40	34	11	45
60～64	28	14	42	40	17	57	52	21	73	66	25	91	84	31	115
小計	65	27	92	93	34	127	118	41	159	144	46	190	176	57	233
65～69															
70～74															
小計															
合計	65	27	92	93	34	127	118	41	159	144	46	190	176	57	233

前期高齢者（65～75歳未満）については、積極的支援の対象者になっても動機づけ支援とします。

（5）特定保健指導利用者数

特定保健指導利用者数については、特定保健指導対象者数に平成20年度～平成24年度の特定保健指導実施率を乗じた数値とします。

動機づけ支援利用者数

年齢	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
40～44	1	1	2	1	1	2	1	1	2	2	2	4	3	3	6
45～49	1	1	2	2	1	3	2	2	4	3	2	5	4	3	7
50～54	1	1	2	2	2	4	3	3	6	4	4	8	5	5	10
55～59	2	3	5	3	5	8	5	6	11	6	7	13	7	9	16
60～64	3	6	9	6	9	15	9	13	22	13	17	30	18	23	41
小計	8	12	20	14	18	32	20	25	45	28	32	60	37	43	80
65～69	11	9	20	17	12	29	23	17	40	31	22	53	41	28	69
70～74	17	13	30	23	18	41	31	23	54	39	29	68	50	36	86
小計	28	22	50	40	30	70	54	40	94	70	51	121	91	64	155
合計	36	34	70	54	48	102	74	65	139	98	83	181	128	107	235

年齢	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
40～44	1	0	1	2	1	3	3	1	4	5	1	6	6	2	8
45～49	2	1	3	3	1	4	5	1	6	6	1	7	8	2	10
50～54	2	1	3	4	1	5	6	2	8	8	2	10	12	3	15
55～59	4	2	6	7	3	10	9	4	13	12	4	16	15	5	20
60～64	7	4	11	12	5	17	18	7	25	26	10	36	38	14	52
小計	16	8	24	28	11	39	41	15	56	57	18	75	79	26	105
65～69															
70～74															
小計															
合計	16	8	24	28	11	39	41	15	56	57	18	75	79	26	105

(6) 特定保健指導実施者の資質向上

特定保健指導に従事する保健師、管理栄養士は専門職として自らの資質の向上を図るため、自己研鑽に努め、保険者協議会等で開催の健診・保健指導プログラムの研修等に積極的に参加するとともに、事例研究などを通じ互いの職務能力を高めます。

(7) 特定保健指導の委託機関

法第28条及び同法の「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に基き定められた「特定保健指導の外部委託に関する基準（厚生労働大臣告示）」に定める人員、施設、設備、特定保健指導の内容、特定保健指導の記録等の情報の取扱い、運営等の各基準を満たす保健指導機関に委託します。